

令和7年度 山形市森林整備推進協議会

日 時：令和7年7月29日（火）

午後2時～

場 所：山形市役所10階 委員会開催室

———— 次 第 ————

1 開 会

———— 委嘱状の交付 ————

2 市長あいさつ

3 委員並びに職員紹介

4 協 議

(1) 会長、副会長の選任について

(2) 令和7年度森林整備課の事業概要について

資料1

(3) 山形市森林整備計画について

資料2

(4) 山形市産材「べにうっど」のブランド化に向けた

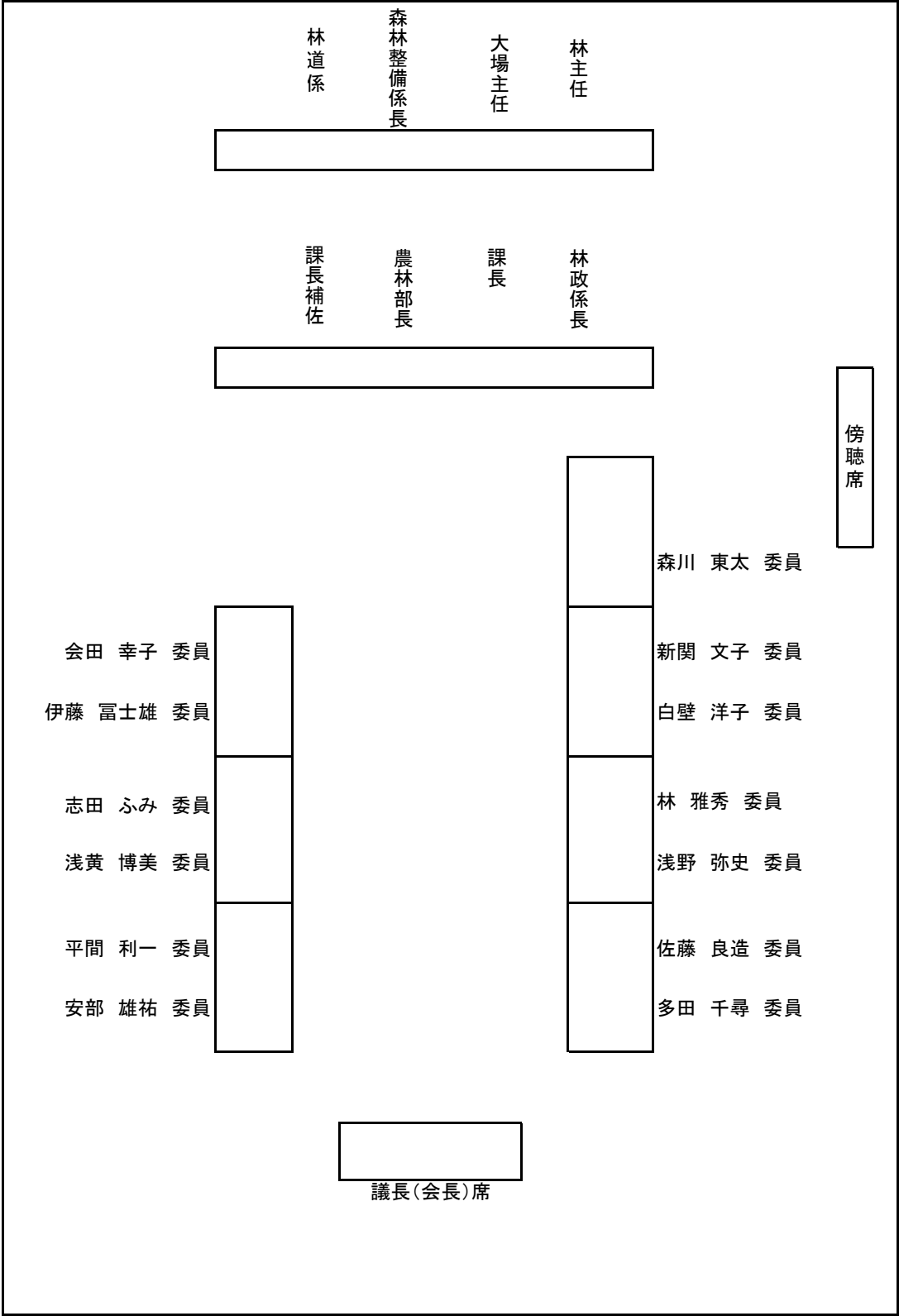
取り組みについて

資料3

5 そ の 他

6 閉 会

令和7年度山形市森林整備推進協議会 席次表（委員会開催室）



令和7年度山形市森林整備推進協議会委員名簿

No.	委嘱 区分	団体等	役職	氏名	備考
1	1号	山形地方森林組合	代表理事組合長	庄司 稔	欠席
2	1号	山形県木材産業協同組合	理事長	安部 雄祐	新任
3	1号	山形木材業組合	組合長	平間 利一	
4	1号	一般社団法人 山形建築士会山形支部	女性委員会 委員	浅黄 博美	新任
5	1号	山形グリーンライフ女性の会	会長	志田 ふみ	
6	2号	山形市生産森林組合連絡協議会	会長	伊藤 富士雄	
7	2号	林業従事者		会田 幸子	
8	2号	山形県青年林業士会		多田 千尋	
9	2号	山形県青年林業士会		佐藤 良造	
10	3号	山形市議会議員		浅野 弥史	新任
11	3号	山形大学農学部	教授	林 雅秀	新任
12	3号	森づくりアドバイザー		白壁 洋子	
13	3号	住まいづくりのアドバイザー	株式会社大永建設 取締役	新関 文子	
14	4号	山形森林管理署	署長	添谷 稔	欠席
15	4号	村山総合支庁森林整備課	課長	森川 東太	新任

委嘱区分

1号委員：林業及び木材産業関係団体の役職員 （5人）

2号委員：林業従事者の代表者 （4人）

3号委員：知識経験を有する者 （4人）

4号委員：林業関係行政機関の職員 （2人）

<事務局>

山形市農林部	部長	吉原 仁
山形市農林部森林整備課	森林整備課長	高橋 芳昭
山形市農林部森林整備課	課長補佐	伊藤 義文
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)林道係長	長南 彰仁
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)森林整備係長	田澤 英樹
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)林政係長	三沢 洋介
山形市農林部森林整備課	主任	大場 健矢
山形市農林部森林整備課	主任	林 祐希

山形市の森林の現況

1 森林面積	21,220 ha (55.7%)	※市域における森林面積の割合
2 国有林	8,376 ha (39.5%)	※森林面積における割合
3 民有林	12,844 ha (60.5%)	※森林面積における割合
4 人工林面積	3,999 ha	
うち標準伐期齢以上	3,131 ha (78.3%)	
5 人工林材積	1,528,698 m ³	
うち標準伐期齢以上	1,321,865 m ³ (86.5%)	
6 天然林面積	8,845 ha (未立木地含む)	

山形市民有林齢級別集計表

人天別 齢級	人 工 林		天 然 林		合 計	
	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
1 齢級 (1～5)	12.81	－	－	－	12.81	－
2 齢級 (6～10)	0.46	－	1.21	6	1.67	6
3 齢級 (11～15)	－	－	13.48	245	13.48	245
4 齢級 (16～20)	1.77	103	53.67	1,952	55.44	2,055
5 齢級 (21～25)	7.29	676	36.86	1,754	44.15	2,430
6 齢級 (26～30)	14.73	2,230	5.75	366	20.48	2,596
7 齢級 (31～35)	55.47	10,091	7.96	558	63.43	10,649
8 齢級 (36～40)	298.24	69,198	37.76	2,958	336.00	72,156
9 齢級 (41～45)	271.58	66,558	49.21	4,150	320.79	70,708
10 齢級 (46～50)	205.98	57,977	17.51	1,639	223.49	59,616
11 齢級 (51～55)	308.77	96,044	94.18	9,683	402.94	105,727
12 齢級 (56～60)	333.75	114,564	214.42	22,743	548.17	137,307
13 齢級 (61～65)	498.19	197,026	628.59	67,802	1,126.78	264,828
14 齢級 (66～70)	512.02	214,438	969.91	102,898	1,481.93	317,336
15 齢級以上 (71～)	1,477.96	699,793	6,457.47	717,584	7,935.43	1,417,377
未立木地等	－	－	257.18	－	257.18	－
合 計	3,999.01	1,528,698	8,845.17	934,338	12,844.18	2,463,036

令和7年4月1日現在の森林簿データを基に作成

令和7年度森林整備課事業の概要

【林 政 係】

1 山形市産材利用拡大促進事業

(1) 環境貢献市産材支援家づくり事業

山形市産材の利用拡大に向けた取り組みの強化を図るとともに、豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を実現するため、市産材を8 m³以上使用した戸建て住宅を新築する建築主に対して1戸あたり50万円の補助を行う。

また、下記の通り世帯加算、環境貢献加算、薪ストーブ等設置加算の三つの加算項目を設けた。

補助基礎額	加算項目	加算要件	加算額
50万円	世帯加算	移住世帯、子育て世帯、三世帯世帯のいずれかに該当する場合	10万円
	環境貢献加算	市産材10 m ³ 以上12 m ³ 未満使用する場合	10万円
		市産材12 m ³ 以上使用する場合	20万円
	薪ストーブ等設置加算	薪ストーブ、ペレットストーブ、ボイラーを新築に合わせて設置する場合	10万円

令和7年度計画

- ・ 補助件数 20戸（先着順）
- ・ 募集期間 4月23日～
- ・ 7/15現在応募状況 7戸

（内訳）

- ・ 世帯加算1戸（子育て世帯枠1）
- ・ 環境貢献加算3戸（10 m³以上12 m³未満2戸、12 m³以上1戸）

（参考）

令和6年度実績

- ・ 補助件数 20戸

（内訳）

- ・ 世帯加算10戸（移住世帯枠5、三世帯世帯枠3、近居世帯枠2）
- ・ 環境貢献加算12戸（10 m³以上12 m³未満5戸、12 m³以上7戸）
- ・ 薪ストーブ加算3戸
- ・ 募集期間 令和6年4月23日～令和6年7月19日

(2) 市産材利用民間建築物の木造化・木質化推進事業

令和5年7月に締結した山形市産材利用拡大連携協定に基づき、今年も山形市産材利用拡大連携会議を開催する予定。

協定を結んだ17団体で、森林・木材の産業の活性化と持続可能な社会の実現や山形市ゼロカーボンシティの実現等に貢献することを目的に川上、川中、川下の連携強化について検討していく。

(3) 幼児への積木贈呈事業

令和3年度から実施。

1歳6か月健診時において、幼児に市産材を使った積木を贈呈し、市産材の利用拡大を図る。(対象幼児1,389人)

また、令和7年度より積木に加えフォトスタンドとプレートを製作し、第二子以降は積木以外からも選択可能とした。

幼少期から木に触れ、木の香りや温もりを感じてもらうことで、情操を養うことができ、市民の木材に対する親しみや木材利用の認識向上が期待できる。また子供たちの知育に役立てられるため、木育の推進を図る。

(4) 山形市産材集成材製作事業

市産材で集成材を製作することで、市内ハウスメーカーにも市産材を利用してもらい、市産材の利用拡大を図る。

- ・製作工程については、関係機関と協議済。
 - ・令和6年度は、10.5 cm×10.5 cm×300 cmの集成材を1,920本製作した。
- 令和7年度も実施する予定。

(5) 市産材による二酸化炭素固定量認証事業

市産材を利用した戸建住宅に対しCO2固定量を市が認証し、認証書を交付。ゼロカーボンシティへの機運醸成を図る。

対象者：環境貢献市産材支援家づくり事業・市産材利用店舗等内装木質化支援事業に申請した方(R6対象者：22名)

(6) 市産材利用店舗等内装木質化支援事業

山形市内の店舗等の新築、増築、改築又は修繕に伴う内装木質化に市産材を利用する場合に補助金を交付し、民間施設の市産材利用促進と市民への市産材のPRを行う。

《補助対象店舗等の主な要件》

- (1) 原則として店舗等の利用者が限定されていないこと。
- (2) 天井、床、壁、窓枠等、店舗等の室内の目立つ部分に市産材が使用され

ていること。

- (3) 市産材PRのため、市が提供する市産材プレートが利用者から見える部分に設置されていること。
- (4) 景観重点地区として指定されている「山寺地区」、「蔵王温泉地区」及び「七日町御殿堰周辺」又は「中心市街地」に所在するものであること。
- (5) 補助対象事業に係る施工業者が市内に事業所又は営業所を有する工務店等であること。

《補助金額》

使用する市産材の材料費に3分の2乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を除く。上限額は30万円。）

令和7年度計画

- ・補助件数 3件（先着順）
- ・募集期間 4月23日～
- ・7/15現在応募状況 0件

（参考）

令和6年度実績

- ・補助件数 2件（山形市農業協同組合【ガーデンテラス七日町】）
（株式会社大平ホテル【善七之湯】）

（7）小・中学校への木材提供

小学校の木工教室の材料、中学校技術家庭教材として市産材を提供する。木との触れ合いを通して木材に対する親しみや木の文化への理解促進、森林整備への関心の向上を図る。

（8）山形市産材「べにうっど」の普及啓発

山形市産材の愛称が「べにうっど」に決定し、ロゴデザインの作成を東北芸術工科大学に依頼した。4月2日にお披露目を行い、ホームページ等に掲載するとともに、ロゴデザインを活用したスタンプ、のぼり旗やシールなどを作製し、「べにうっど」の普及啓発と認知度向上に取り組む。

2 林業担い手確保・育成事業

地球温暖化対策や土砂災害の防止につながる森林の公益的な機能を維持、発揮するため、今後、さらに皆伐再造林などの森林整備事業を推進する必要があるが、林業事業者である森林組合等においては、新規就労者の減少による担い手不足が喫緊の課題となっている。

そのため、林業従事者の処遇改善及び新規就労者に対する支援等を行い林業従事者の定着を図るとともに、新規就労者の確保に繋げることで、今後、さらなる森林整備の推進と木材供給の拡大が可能な体制を整備していく。

【令和 7 年度】

- ・山形地方森林林業活性化協議会における担い手施策の研究・検討
- ・地域おこし協力隊の募集

【令和 8 年度】

- ・担い手の確保・育成に係る支援・メニューの創設等

【林 道 係】

1 民有林林道整備事業

森林の適正な整備と、森林資源の有効活用を図るため、林業専用道の開設を行う。

(1) 田代二号線（国：50%（山村振興地域） 県：15% 市：35%）

○開設場所 大字山寺地内

○開設延長 1,160m 幅員 3.6m（車道3.0m）

○国庫補助事業期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

○総事業費 106,068千円

○経過とスケジュール

令和4年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和5年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定と路線測量を行い、工事の発注に必要とする設計図面を作成

令和6年度 工事（L＝130m）

令和7年度 工事（L＝340m）予定

令和8年度 工事（L＝350m）予定

令和9年度 工事（L＝340m）予定

(2) 桧木沢線（国：45% 県：15% 市：40%）

○開設場所 大字柏倉地内

○開設予定延長 2,200m 幅員 3.6m（車道3.0m）

○国庫補助事業期間 令和6年度～令和15年度（10年間）

○総事業費 178,496千円

○経過とスケジュール

令和5年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和6年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定及、路線測量及び実施設計の一部

令和7年度 実施設計

令和8年度～令和15年度 工事

○民国連携事業

令和2年6月1日に山形森林管理署、山形地方森林組合及び山形市の三者で「西山形地域森林整備推進協定」を締結し、西山形地域の森林施業の推進を図っていく。

(参考)

○林内の路網密度

路網は、間伐や皆伐・再造林等の施業を効率的に行うとともに、木材を安定的に供給するために必要な生産基盤です。

林内路網密度（森林面積あたりの林内路網延長）の値が大きいと林業用の作業機械が現場までアクセスしやすいことから、路網密度は作業効率に関わってきます。

山形市における民有林内の路網の開設延長は、令和7年3月末時点で300路線246,475m（併用林道及び県管理林道含む）であり、林内路網密度は、19.2m/haとなりますが、令和5年度末の全国平均値である25.2m/ha（令和6年版 森林・林業白書）を下回っている状況から、今後も路網整備を進める必要があります。

2 民有林林道管理補修事業

山形市が管理している林道及び林業専用道等の通行の安全確保や災害の未然防止を図るため、路面整備や支障木の撤去及び側溝の通水確保等の維持管理を行う。

(1) 里山さわやかロード事業

林道の維持管理を町内会や生産森林組合など市民が組織する団体と協働で行い、林道被災の早期発見や林道沿線の環境美化及び森林に対する意識向上に努める。（謝礼金を支出）

○参加団体：30団体

○対象路線：54路線

○事業費：1,697千円（謝礼金）

○住民の役割：林道の見回り、ゴミ拾い、路肩の刈払い及び軽微な側溝土砂上げ等の作業

○市の役割：倒木・落石処理、路面整備及び崩落土撤去等、重機や材料が必要となる作業

(2) 山形市林道等維持管理業務委託

林道等の維持管理体制や災害対応の強化及び通行の安全性向上を図るため、山形市が管理している林道等のパトロール業務、路面整正、倒木・落石処理及び側溝土砂上げ等の林道維持管理を令和4年度より一括して山形地方森林組合に委託して行っている。

○委託名：山形市林道等維持管理業務委託（R8.3.31 まで長期継続契約）

○事業費：16,263 千円（年間委託費）

○山形市が管理する林道等（令和7年3月31日現在）

種 類	路線数	延長（m）	備 考
林道	70	134,592	
併用林道	4	3,945	全延長 13,325m
林業専用道	48	39,698	
高速道路側道	30	6,464	
計	152	184,699	併用林道含む 194,079m

（3）林道維持補修工事

林道パトロール等で発見した側溝破損箇所やアスファルト舗装の破損箇所等の補修工事を行う。

○林道青野線ほか10路線（山形市青野地内ほか）

○事業費：7,500 千円（工事費）

【森 林 整 備 係】

1 市産材安定供給に向けた森林整備促進事業

木材の利用促進、森林の持つ公益的機能の発揮及び森林の健全化を図るため、市有林の適正な管理を行うとともに、民有林において施業の集約化を行い、計画的に森林施業を行う林業事業体に対し支援を行います。

なお、令和6年度より、生育に必要となる1齢級までの下刈りについては、100%支援するとともに、「美しい森林づくり整備事業費補助金」と「民有林間伐等促進事業費補助金」の施業に要する森林所有者の負担率が異なっていたことから、市の嵩上げにより、23.5%に統一するよう補助率を見直すとともに「民有林間伐等促進事業費補助金」から「森林整備促進事業費補助金」へ名称を改めました。

(1) 美しい森林づくり整備事業

美しい森林づくり整備事業費補助金（国：50% 市嵩上げ：26.5%）

森林組合等が特定間伐等促進計画を作成した上で実施する造林及び間伐等の森林施業や路網の開設・改良に対し国庫補助金と市の嵩上げ補助により支援を行い、民有林における森林施業の促進を図る。

実施箇所	作業の種類	数量	補助金
上宝沢	間 伐	18.30ha	10,216 千円
	作業道	2,250 m	4,808 千円
計	間 伐	18.30ha	15,024 千円
	作業道	2,250 m	

(2) 森林整備促進事業（旧：民有林間伐等促進事業）

森林整備促進事業費補助金

（国：51% 県：17% 市：8.5%、ただし1齢級までの下刈りは32%）

森林組合等が森林経営計画を作成した上で実施する下刈り、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設事業等に対し、国庫補助金に独自の嵩上げを行い支援し、民有林における森林施業の促進を図る。

実施箇所	作業の種類	数量	補助金
大字上東山	下刈り	3.36ha	290 千円
大字妙見寺		5.64ha	487 千円
蔵王成沢		8.93ha	772 千円
大字上宝沢		1.88ha	177 千円
計	下刈り	19.81ha	1,726 千円

(3) 市有林造成管理事業

森林資源の造成と自然環境の保全とともに、山形市の基本財産造成を図るため、市有林の下刈り、間伐等の森林施業を行う。

市有林名	施業箇所 (大字)	作業の種 類	事業量	事業費	素材収入
長峯 233 ホ	神 尾	下刈り ①	0.30ha	97 千円	—
板橋山	門 伝		1.10ha	354 千円	—
二ツ沼	蔵王成沢		0.60ha	193 千円	—
伝四郎山	上宝沢	除 伐 ②	1.7ha	792 千円	—
牡丹山	中桜田		1.1ha	513 千円	—
瀬ノ原山	大 森	間 伐 ③	2.00ha	1,295 千円	—
		集 運 材	130 m³	500 千円	—
		集運材売払	2.00ha	—	520 千円
板橋山	門 伝	皆伐・地拵え	2.10ha	8,880 千円	—
		皆伐売払			10,200 千円
熊ノ前	妙見寺	境 界 刈 り	0.82ha	524 千円	—
葉ノ木沢	東 沢	材 積 調 査	39.00ha	466 千円	—
クルミダツ	蔵王成沢				
二ツ沼					
椿山	柏倉				
大森	土 坂				
長峯 233-ナ	神 尾				
長峯 233-フ2					
長峯 233-ラ					
瀬ノ原山	大 森	資源量調査	9.00ha	515 千円	
二ノ沢	山 寺				
計				14,129 千円	10,720 千円

①・②：森林環境保全直接支援事業 国：51% 県：17%

③：美しい森林づくり整備事業費補助金 国：50%

2 森林経営管理推進事業

令和元年度より、森林環境税、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林所有者の経営管理の責務を明確にした上で、所有者が経営管理できない場合は、市町村に委託することができる森林経営管理制度への取組みに併せ、木材利用促進を図る。

令和7年度は、東沢（上宝沢）地区において、市が経営管理権を取得した森林の森林整備を実施する。また、蔵王（蔵王温泉）地区・東沢（関沢・下宝沢）地区において隣接地との合意形成を図るため、ドローンによる森林境界確認と森林資源量の調査を実施し、調査の結果得られた森林情報を基に、経営管理権集積計画案を作成、所有者の同意を取得する。

なお、山形市、上山市、山辺町、中山町及び山形地方森林組合で組織する山形地方森林林業活性化協議会の事業として、滝山（西蔵王）地区、若木地区の意向調査を実施する。

実施箇所	事業内容	事業量	事業費
滝山(西蔵王)地区 若木地区	意向調査 ※山形地方森林林業活性化協議会による	181.20ha	
蔵王(蔵王温泉)地区 東沢(関沢・下宝沢)地区	森林境界確認・森林資源量調査 及び経営管理権集積計画作成	50.00ha	16,753 千円
東沢(上宝沢)地区	間伐作業（受光伐）	17.00ha	5,362 千円
計			22,115 千円

3 山形市有林におけるJ-クレジット認証・販売検討事業

J-クレジット制度は、省エネルギー機器や再生可能エネルギー、森林経営などの取組みによる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「カーボン・クレジット」として国が認証する制度であり、創出されたクレジットはカーボン・オフセットなどに活用することができる。

市有林の森林経営活動をJ-クレジットの対象とし、クレジット販売で得られる資金を森林整備に充てることで、市有林の健全育成を図る。

(1) J-クレジット制度登録・認証の流れ

STEP1: プロジェクトの登録 (令和6年度登録完了)

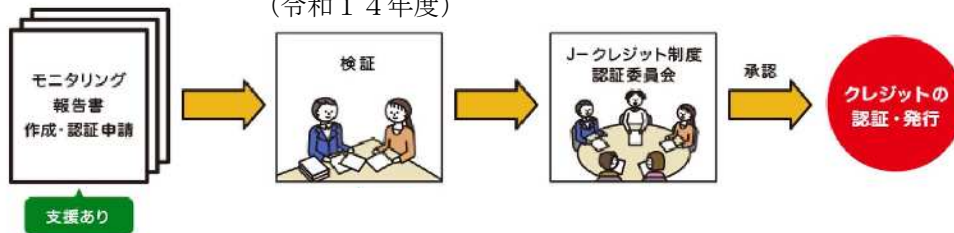
【山形市有林J-クレジット創出プロジェクト】



STEP2: モニタリングの実施 (令和6年度～令和13年度)

(令和13年度)

(令和14年度)



(2) 登録市有林

市有林名	瀬ノ原山	追立	計
森林経営計画面積	42.67ha	58.28ha	100.95ha
間伐面積	20.87ha	9.47ha	30.34ha

(3) 登録期間

令和6年4月1日から令和14年3月31日まで(8年間)

(4) J-クレジット認証・発行年次計画

林班 番号	市有林名	林 齢	内 容	施 業 履 歴																	
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
56 145	追立 瀬ノ原山	38 ～ 42	間伐面積(ha)	5		5				5			5	5						25	
			二酸化炭素吸収量(t・co2) (計画量)								176	208	318	289	289	276	260	256		2,072	
			3% (バッファー管理口座)								5	6	9	8	8	8	7	7		58	
			クレジット量(t・co2)								171	202	309	281	281	268	253	249		2,014	
			モニタリング報告書作成																		
			モニタリング報告内容検証																		
			クレジット認証・発行量(t・co2)※																	2,014	2,014

※令和6年度～令和13年度の森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和14年度にモニタリング報告後、クレジット2,014t-co2を発行する。

発行されたクレジットは「森林環境保全に関する自治体間連携協定」を締結した大阪府豊中市への販売に向けた情報共有・調整を行っている。

山形市森林整備計画について

1 山形市森林整備計画

森林法第十条の五に基づき、市長が市内の民有林について 5 年ごとに、10 年を一期とする市町村森林整備計画（マスタープラン）であり、上位計画である県知事が策定する最上村山地域森林計画に即し、伐採・造林・保育・作業路網等の整備に関する市の森林関連施策の方向を定めるものである。

(1)計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間

(2)策定の理由

森林法第十条の五に基づく義務的変更

(3)主な計画事項

- ・市の森林整備の基本方針
- ・森林の整備に関する事項
- ・森林の保護に関する事項
- ・その他森林の整備のために必要な事項

2 主な変更箇所とその理由

(1)森林整備の現状と課題

山形市発展計画 2030 で整理した現状と課題について反映を行ったもの。

- ・山形市産材の利用促進を図ったブランド化について
- ・林業の担い手不足の問題とその解消について

(2)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林境界の明確化や現況との乖離を補正した結果、森林簿の修正があり森林面積等の修正を行ったもの。

(3)その他森林の整備のために必要な事項

森林経営管理制度実施方針の策定と事業進捗が高まったことにより実績と計画を新たに記載したもの。

(4)その他

最上村山地域森林計画（県計画）の修正に伴うデータの更新や表現の修正を行ったもの。

【参考】森林法 一部抜粋

○森林法 〔昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号〕

（市町村森林整備計画）

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

4 山形市森林整備計画 主な変更箇所の新旧対照表

(1) 森林の整備に関する事項

P1 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

変更前	変更後
本市は、山形県の東部に位置し、奥羽山地、山形盆地、西部丘陵地にまたがり、標高は90mから熊野岳の1,841mである。面積は381.58km²でそのうち約65%は山岳丘陵地帯となっている。気候は盆地特有の内陸型気候で寒暖の差が激しく、夏は暑く冬は寒い特徴がある。2019年の年間平均気温12.8℃、年間降水量1,261mm、最深積雪は53cmとなっている。 森林面積は、21,219haで、国有林が8,376ha、民有林が約6割を占め12,843haとなっている。民有林の人工林面積は3,977haで、人工林率は31.0%と県（最上村山地域）の42%より低い値となっている。その内標準伐期齢に達しているスギは2,697ha、1,120,281m³で成熟した林分が多くなっている。 民有林内における路網の開設延長は、平成30年度末現在124路線192,983mで、林内路網密度（自動車道）は15.0m/haである。平成29年度末の全国平均値である22.0m/haを下回っている状況からも、今後、間伐等による木材の搬出を効率的に行うためにはより一層の路網整備が必要である。	本市は、山形県の東部に位置し、奥羽山地、山形盆地、西部丘陵地にまたがり、標高は90mから熊野岳の1,841mである。面積は381.3km²でそのうち約65%は山岳丘陵地帯となっている。気候は盆地特有の内陸型気候で寒暖の差が激しく、夏は暑く冬は寒い特徴がある。2014年から2023年10年間の平均気温12.7℃、年間降水量1201.0mm、最深積雪は49.9cmとなっている。 森林面積は、21,220haで、国有林が8,376ha、民有林が約6割を占め12,844haとなっている。民有林の人工林面積は3,999haで、人工林率は31.0%と県（最上村山地域）の41%より低い値となっている。その内標準伐期齢に達しているスギは2,664ha、1,163,041m³で成熟した林分が多くなっている。 民有林内における路網の開設延長は、令和5年度末現在292路線244,323mで、林内路網密度（自動車道）は19.0m/haである。令和4年度末の全国平均値である24.1m/haを下回っている状況からも、今後、間伐等による木材の搬出を効率的に行うためにはより一層の路網整備が必要である。

P1 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

変更前	変更後
本市においても、林地台帳の精度向上に努めるとともに、施業の集約化による森林経営計画の策定や境界の明確化を図り、低コストで効率的な森林施業のために必要な森林作業道の開設と機械化により森林整備を促進する必要がある。また、森林整備によって搬出された木材は、「山形市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（平成23年8月策定）」にそって、山形市産材の利用拡大に努めてきたが、東京オリンピック・パラリンピック「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」に参画したことを契機に、市産材の更なるPRと利活用を進め木材関連業界の活性化を図るものとする。	本市においても、林地台帳の精度向上に努めるとともに、施業の集約化による森林経営計画の策定や境界の明確化を図り、低コストで効率的な森林施業のために必要な森林作業道の開設と機械化により森林整備を促進する必要がある。また、森林整備によって生産された木材は、山形駅東西自由通路をはじめ様々な公共施設に使用してきたが、令和5年2月に「山形市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針」策定に伴い山形市市産材（べにうっど）のブランド化とともに民間建築物も含めた建築物に利用拡大を図っていく。

P2 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

変更前	変更後
これらの森林整備を促進していくには林業に従事する新規就業者の確保や低コスト・高効率作業システムを担う人材の確保が不可欠であり、「山形森林総合センター運営協議会」を活用しながら、林業を支える担い手を確保し、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材の育成に努める。	これらの森林整備を促進していくには林業に従事する新規就業者の確保や低コスト・高効率作業システムを担う人材の確保が不可欠であり、山形市、上山市、山辺町、中山町の2市2町からなる山形地方森林林業活性化協議会による人材確保に向けた取り組みや地域おこし協力隊を活用しながら、林業を支える担い手を確保し、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材の育成に努める。

P5 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

変更前	変更後
併せて、平成31年4月からは、「森林経営管理法」（新たな森林管理システム）が施行されたことから、県や林業関係団体と一体となって新たな制度を効果的に機能させ、森林資源の循環利用の促進に繋げていく。	併せて、平成31年4月からは、「森林経営管理法」（森林経営管理制度）が施行されたことから、県や林業関係団体と一体となって本制度を効果的に機能させ、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に繋げていく。

(2) 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

P18, 19 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 別表(1)

区分	変更前面積(ha)	変更後面積(ha)
水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10,035.09	9,976.28
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3,099.11	3,166.41
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10,599.6	10,604.27
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	342.13	1,667.19

P20 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 別表(2)

区分	変更前面積(ha)	変更後面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10,035.09	9,976.28
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3,099.11	3,166.41
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10,599.6	10,604.27

(3) 森林の保健機能の増進に関するその他必要な事項

P29 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

変更前	変更後
木材の利用については、「山形市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針(平成23年8月策定)」に則り、市有施設の整備において市産材を活用するとともに、一般の新築住宅に対する支援も継続し、さらなる利用促進を図っていく。	木材の利用については、「山形市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針(令和5年2月策定)」に則り、民間建築物における利用拡大や市が整備する公共建築物において市産材を活用するとともに、一般の新築住宅に対する支援も継続し、さらなる利用促進を図っていく。

(4) 森林の保健機能の増進に関するその他必要な事項

P35 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 (新規)

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林を下表のとおりとする。

・経営管理権設定森林

区域	作業種	面積 (ha)	備考
東沢 (不動沢流域) 地区	間伐、 森林作業道開設	22.45	令和3年度
東沢 (上宝沢) 地区	間伐、森林作業道開設、皆伐、再造林、 下刈り、雪起こし	69.95	令和5年度
大曽根地区	間伐	5.42	令和6年度
東沢 (新山) 地区	間伐	17.92	令和6年度
東沢 (妙見寺) 地区	未定	23	令和6年度 (予定)
山寺 (千手院) 地区	未定	18	令和6年度 (予定)
蔵王 (蔵王温泉) 地区	未定	36	令和7年度 (予定)
東沢 (関沢) 地区	未定	19	令和7年度 (予定)
東沢 (下宝沢) 地区	未定	22	令和7年度 (予定)
滝山 (西藏王) 地区	未定	51	令和8年度 (予定)
若木地区	未定	29	令和8年度 (予定)
高瀬 (下東山) 地区	未定	40	令和9年度 (予定)
東沢 (釈迦堂) 地区	未定	32	令和9年度 (予定)
蔵王 (成沢) 地区	未定	30	令和10年度 (予定)
西山形 (柏倉葛倉) 地区	未定	63	令和10年度 (予定)
東沢 (滑川) 地区	未定	4	令和11年度 (予定)
山寺 (面白山) 地区	未定	19	令和11年度 (予定)
山寺 (馬形) 地区	未定	49	令和11年度 (予定)

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に森林経営管理実施権により再委託する森林は下表のとおり。

・森林経営管理実施権の決定による再委託対象森林

区域	作業種	面積 (ha)	備考
東沢 (上宝沢) 地区	間伐、森林作業道開設、 皆伐、再造林、下刈り、 雪起こし、地拵え、植栽	49.71	令和6年度～
東沢 (妙見寺) 地区	未定	16	令和8年度以降 (予定)
山寺 (千手院) 地区	未定	13	令和8年度以降 (予定)
蔵王 (蔵王温泉) 地区	未定	25	令和9年度以降 (予定)
東沢 (関沢) 地区	未定	13	令和9年度以降 (予定)
東沢 (下宝沢) 地区	未定	15	令和9年度以降 (予定)
滝山 (西藏王) 地区	未定	36	令和10年度以降 (予定)
若木地区	未定	20	令和10年度以降 (予定)
高瀬 (下東山) 地区	未定	28	令和11年度以降 (予定)
東沢 (釈迦堂) 地区	未定	23	令和11年度以降 (予定)

これら対象森林においては、木材利用を進めながら経営管理を行う。

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に森林経営管理事業により森林整備を推進する森林を下表のとおりとする。

・計画期間内における山形市森林経営管理事業対象森林

区域	作業種	面積 (ha)	備考
東沢（上宝沢）地区	間伐	20.24	令和6年度～
大曽根地区	間伐	5.42	令和8年度以降（予定）
東沢（新山）地区	間伐	17.92	令和9年度以降（予定）
東沢（妙見寺）地区	間伐	7	令和10年度以降（予定）
山寺（千手院）地区	間伐	5	令和11年度以降（予定）

これらの対象森林においては「山形森林経営管理事業施業指針」のもと、自然条件等が悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図り、自然に近い森林に誘導する。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採により林業経営が再開し得るように環境を維持するように環境を維持するような経営管理を行う。

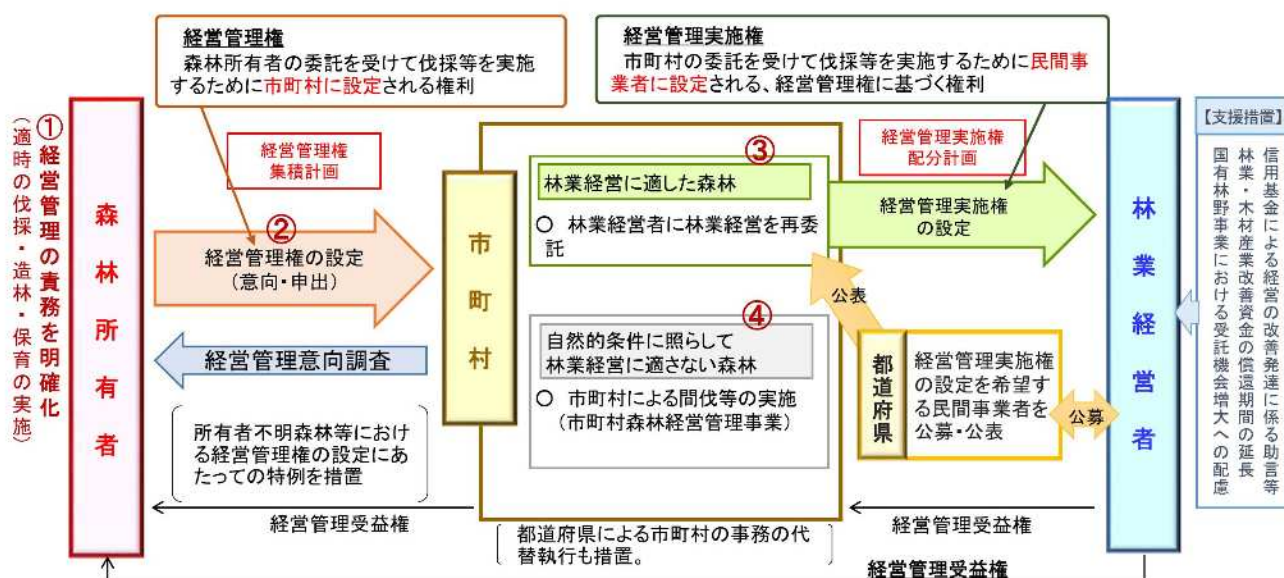
なお、今後森林簿等により施業履歴や森林経営計画の有無等を確認し、経営管理意向調査の対象森林を抽出するとともに林地台帳等により森林所有者情報を確認し、経営管理意向調査を計画的に進める。

(別紙)

【参考資料】森林経営管理制度（森林経営管理法）について 林野庁 HP より抜粋

森林経営管理法（森林経営管理制度）について

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



山形市産材「べにうっど」のブランド化に向けた取り組みについて

1 目的

山形市の森林は戦後造林した人工林が本格的な伐採時期を迎えており、今後主伐による木材生産量が増加していくことが見込まれる。今後生産される木材を活用し、森林・木材産業の活性化に繋げていくため、市有林を含む民有林の適正な森林整備のほか、山形市産材の認知度向上と市産材「べにうっど」の用途および販路拡大を図り山形市産材「べにうっど」のブランド化を目指す。

2 愛称の募集とロゴマークの作成

①市産材の認知度向上、森林や木材利用の意識向上及び多くの市民の方々に親しみと興味をもってもらえることを目的に愛称を募集した。

申込期限：令和 6 年 4 月 26 日（金）

応募件数：1,058件

選定方法：ネーミング選定委員会を開催したうえで市長が決定。

※令和6年7月12日定例市長記者会見にて発表

②愛称にふさわしいロゴマークの作成を東北芸術工科大学に依頼し、グラフィックデザイン学科の学生より製作、コンペ方式でネーミング選定委員会により決定。

※令和7年4月2日市役所前バス待合所のオープンに併せて発表

○決定したロゴマーク



【スタンプイメージ】

・愛称「べにうっど」の理由

山形市の花「べにばな」を用い、山形市産の木であることをイメージしました。

・ロゴマークのコンセプト

左から、樹木、人間、木材を表した。木材を加工して利用する、木と人間の関係を表現しました。育てた樹木を人間が加工して木材へと変化する流れも表現しています。

3 山形市産材「べにうっど」ブランド化の定義

山形市および山形市有林から生産される全ての木材を対象とし、無垢材のほか多様性により付加価値を付けた木材（合板、集成材等）。

4 山形市産材「べにうっど」のブランド化に向けた主な取り組み

(1) 川上(森林所有者・木材供給)・・・良質材の安定生産を目標

①森林所有者への支援と適正な森林整備の促進

民有林において施業を集約化し、計画的に森林施業を行う者を支援するため、施業に要する経費に市独自の嵩上げ補助を実施。

②公共建築物の建築年度を見据えた計画的な伐採および木材の安定供給

民有林において森林経営計画および特定間伐等促進計画の策定を進め、適正な森林整備による合法木材の安定供給を図る。

(2) 川中(木材の製材加工)・・・マーケットインを意識した製材・加工を目標

①山形市産集成材の製品化

山形市産材の用途拡大のため、山形木材業組合、山形県森林組合連合会、山形県木材産業協同組合、協和木材新庄工場と連携し、構造材として使用可能な山形市産集成材(JAS 認証材)を令和6年は1,920本製作した。

(10.5 cm×10.5 cm×2.98m)



(3) 川下(木材の提供)・・・販路拡大、消費者の認知度向上を目標

①民間施設の木造化・木質化の普及促進

令和5年2月に改正した「山形市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、これまでの公共建築物の対象から民間建築物へ拡大し市産材の普及啓発を図る。

(4) 人材育成と普及啓発

山形市内における木材の安定した供給、利用体制を構築し、木材の利用を促進するとともに、建築技術者等の人材育成に努め、森林・木材産業の活性化を図ることを目的に、17の関係機関と連携協定を締結した。

木材生産	山形地方森林組合、山形県森林組合連合会、山形森林調査協会
木材加工	山形木材業組合、協同組合山形木造住宅プレカットシステム
木材利用 及び人材育成	一般社団法人山形県建築士会山形支部、山形県建設業協会山形支部 一般社団法人山形県建築協会、一般社団法人山形県建築士事務所協会 山形市建設同友会、山形建築組合、生活協同組合共立社、山形大学 東北芸術工科大学、山形県立産業技術短期大学校、山形県立山形職業能力 開発専門学校、山形県立山形工業高等学校

今後の取り組み：川上、川中、川下の連携強化による人材の育成と市産材「べにうっど」の利用拡大を図る。

5 山形市における取り組み

- ・環境貢献市産材家づくり支援事業費補助金
- ・山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業
- ・幼児向け積木等作製業務(1歳6か月健診時積木等贈呈) 等

6 山形市産材「べにうっど」の取扱店

市産材「べにうっど」は山形木材業組合が取り扱っています。



右のQRコードの市ホームページから取扱店が確認できます。

○山形市役所前待合所オープニングセレモニー(べにうっどロゴマークのお披露目)



制作者の学生による、ロゴマークの紹介



山形市役所前待合所 べにうっど使用箇所



【家づくり事業】 建築現場



【内装木質化事業】旅館客室入口の木質化



【内装木質化事業】福祉施設エントランスの木質化



【1歳6か月健診】積み木



【1歳6か月健診】くまのプレートとスプーン



【1歳6か月健診】フォトスタンド

山形市森林整備推進協議会について

山形市森林整備推進協議会条例に基づき、山形市森林整備計画の策定など、山形市の森林整備の推進に向けて、林業関係者や知識を有する方から意見を聴取し、調査や審議を行います。

○委員数 15名

(内訳)

第1号委員（林業及び木材産業関係団体の役職員）	…	5名
第2号委員（林業従事者の代表）	…	4名
第3号委員（知識経験を有する方）	…	4名
第4号委員（林業関係行政機関職員）	…	2名

○任期 2年 （次期任期：令和5年7月から2年間）

○開催回数 年1回 ※森林整備計画の変更がある年は、2回の開催です。

※「山形市森林整備計画」は、森林法第10条の5に基づき、10年を一計画期間とし、5年ごとに見直して整備計画を策定します。

現在の計画は、令和元年度に策定されたもので、令和6年度が見直しの時期となっております。

ただし、今年度は上位計画である「最上村山地域森林整備計画」の変更に伴う義務的変更が予定されているため、年度末までに山形市森林整備計画を見直します。

○委員報酬 協議会1回の参加あたり 10,400円（協議会後に支給）

○山形市森林整備推進協議会条例

昭和55年12月23日条例第39号

山形市森林整備推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この市の森林整備計画の策定等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行うため、山形市森林整備推進協議会の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成6年条例35号〕

(設置)

第2条 この市に山形市森林整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成6年条例35号〕

(審議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 森林整備推進計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画等に関する事項
- (3) その他市長が森林の整備を推進するために必要と認める事項

一部改正〔平成6年条例35号〕

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 林業及び木材産業関係団体の役職員
- (2) 林業従事者の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 林業関係行政機関の職員

一部改正〔平成6年条例35号〕

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴くことができる。

一部改正〔平成12年条例59号〕

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、農林部において処理する。

一部改正〔昭和58年条例5号・平成12年59号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月22日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第35号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第59号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。